

広島市住宅耐震改修等補助事業実施要綱

広島市住宅耐震改修補助事業実施要綱（平成20年4月30日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間住宅の耐震化の促進を図り、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、市民自らが行う住宅の耐震改修等に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
 - イ 地階を除く階数が2以下であること。
 - ウ 現に居住の用に供する住宅であること。
 - エ 販売を目的とするものでないこと。
 - オ 国又は他の地方公共団体から、この要綱に基づく補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないものであること。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

- (3) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の計画が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）に定めるところにより作成され、かつ、当該計画の作成に当たり行った構造計算が妥当であることを既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が登録した耐震判定委員会その他市長が認めるものが証する書類をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の補助対象住宅を、耐震改修工事後に1.0以上にするために必要となる補強計画で、建築士が作成するものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの
- イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの
- (6) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成するものをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、建築士が工事監理するものをいう。
- (8) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に相当するものをいう。
- (9) 除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。

- (10) 現地建替え工事 除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (11) 非現地建替え工事 除却工事を行うとともに、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (12) 居住予定者 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象事業完了後、同条第1項第1号においては補助対象住宅、同条第1項第2号においては新たに建築する住宅に居住を予定している者で、実績報告の時点において当該住宅に居住しているもの
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事を行うもの(以下「耐震改修事業」という。)

- (2) 現地建替え工事、新たに建築する住宅の設計及び工事監理を行うもので、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「現地建替え事業」という。)

ア 新たに建築する住宅が省エネ基準に適合するもの

イ 新たに建築する住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂法」という。)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの

ウ 新たに建築する住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)外にあるもの。ただし、現地建替え事業と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合は、この限りでない。

- (3) 非現地建替え工事を行うもの(以下「非現地建替え事業」という。)

- (4) 除却工事を行うもので、新たに居住する住宅が耐震性を

有するもの（以下「除却事業」という。）

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる補助対象事業において、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善するものとする。

（補助額）

第4条 各補助対象事業における補助額は、次のとおりとする。ただし、補助額はその額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助額（消費税を除く。）
耐震改修事業	耐震改修事業に要する費用のうち、耐震改修工事費（工事監理費を除く。）の80%かつ、115万円を限度とする。
現地建替え事業	現地建替え事業に要する費用のうち、現地建替え工事費の80%かつ、115万円を限度とする。
非現地建替え事業	非現地建替え事業に要する費用のうち、除却工事費の23%かつ、58万円を限度とする。
除却事業	除却工事費の23%かつ、58万円を限度とする。

（補助対象者）

第5条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業のいずれかを行おうとする者であって、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族（以下「所有者等」という。）
- (2) 補助対象住宅に居住している所有者等
- (3) 補助対象事業完了後も広島県内に居住する者
- (4) 世帯の主たる生計維持者の市税の滞納がないこと。
- (5) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得金額が1,200万円以下であること。

- 2 耐震改修事業又は現地建替え事業を行おうとする者においては、前項第2号の規定にかかわらず、居住予定者としてすることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、広島市住宅耐震改修等補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(世帯全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。)
- (2) 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者が分かるもの
- (3) 補助対象住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が分かるもの
- (4) 耐震診断の結果報告書の写し(現地建替え事業、非現地建替え事業又は除却事業に限り、簡易耐震診断の結果の写しとすることができる。)
- (5) 世帯の主たる生計維持者の納税証明書(市税を滞納していない旨の証明書)又はその写し
- (6) 世帯の主たる生計維持者の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)又はその写し
- (7) 補助対象住宅の現況写真
- (8) 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
- (9) 補助金の交付申請に係る誓約書(別記様式第2号)
- (10) 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - ア 補助対象事業に係る全体工程表
 - イ 補助対象住宅の付近見取図及び配置図
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 現地建替え事業、非現地建替え事業又は除却事業を行う者で、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀が存する場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ブロック塀の外観写真
- (2) ブロック塀の倒壊の危険性の有無と改善方法を示すもの

(建築士が作成したものに限る。)

3 前年度及び当該年度において既に広島市住宅耐震診断補助事業による補助金の交付を受けた者にあつて、第1項第1号から第4号までに掲げる書類の記載内容に変更がなく、広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書の写しを添付する場合には、同項第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

4 補助対象者のうち居住者又は居住予定者が所有者でない場合においては、前各項に掲げる書類のほか、戸籍謄本その他所有者と居住者又は居住予定者の親族関係が分かるものを提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を審査し、適当であると認めるときは、広島市住宅耐震改修等補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた後に補助対象事業に着手するものとする。

(補助対象事業の着手)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に着手したときは、遅滞なく広島市住宅耐震改修等補助事業着手届(別記様式第5号)に次の各号に掲げる区分に応じ、同号に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 耐震改修事業

ア 耐震改修設計、耐震改修工事及び工事監理に係る契約書の写し

イ 設計者及び工事監理者の建築士免許証の写し

ウ 耐震改修工事後における耐震診断の判定値(計画値)

エ 耐震改修計画に係る設計図書

オ 耐震改修計画の作成方法を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 現地建替え事業

ア 現地建替え工事、新たに建築する住宅の設計及び工事監理に係る契約書の写し

イ 新たに建築する住宅の配置図、平面図及び立面図

ウ 新たに建築する住宅の確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証をいう。以下同じ。）の写し（建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しない場合にあつては、同法第15条第1項の規定による工事届の写し）

エ 省エネ基準への適合確認のための書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 非現地建替え事業

ア 除却工事に係る契約書の写し

イ 新たに建築する住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図

ウ 新たに建築する住宅の確認済証の写し（建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しない場合にあつては、同法第15条第1項の規定による工事届の写し）

エ その他市長が必要と認める書類

(4) 除却事業

ア 除却工事に係る契約書の写し

イ 新たに居住する住宅の検査済証（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証をいう。以下同じ。）の写しその他耐震性を有することが分かる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、遅滞なく広島市住宅耐震改修等補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を審査し、相当であると認めたときは、

広島市住宅耐震改修等補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から40日以内又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに、広島市住宅耐震改修等補助事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の状況の分かる写真
- (2) 工事監理報告書（別記様式第9号）（耐震改修事業の場合に限る。）
- (3) 補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者のうち居住予定者は、前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（耐震改修事業においては補助対象住宅、現地建替え事業においては新たに建築した住宅に居住していることが分かるもの）を添付しなければならない。

3 現地建替え事業に係る報告は、前2項に掲げる書類のほか、新たに建築した住宅の検査済証の写しを添付しなければならない。ただし、建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しない場合にあっては、この限りでない。

4 非現地建替え事業に係る報告は、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新たに建築した住宅の検査済証の写し（建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する場合に限る。）
- (2) 新たに建築した住宅への住み替え後の住民票の写し

5 除却事業に係る報告は、第1項に掲げる書類のほか、新たに居住する住宅への住み替え後の住民票の写しを添付しなければならない。

6 現地建替え事業、非現地建替え事業又は除却事業において、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、第1項に掲げる書類のほか、改

善状況が確認できる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市住宅耐震改修等補助金額確定通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市住宅耐震改修等補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消等の通知)

第13条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市住宅耐震改修等補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市住宅耐震改修等補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

(返還命令)

第14条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市住宅耐震改修等補助金返還命令書（別記様式第14号）により行うものとする。

(調査等に対する協力)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助対象事業に関する調査又は報告の協力を求めることができる。

(帳簿等の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について証票

を整え、及び経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任規定)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。